

●平成25年6月の法改正に伴い、新たに評価委員会の権限とされた事務について下記の通り役割分担を定める

①地方公共団体からの出資等に係る財産の返納に関する意見

②その他

特定地方独立行政法人の非公務員化に関する意見

地方独立行政法人の合併に関する意見

① 地方公共団体からの出資等に係る財産の返納

1 改正内容

法人保有財産のうち、都からの出資等に係る財産で条例で定めるものが不要となった場合には、当該財産を都に返納

○財産の納付（当該財産の譲渡収入の納付）にあたり都が認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見聴取が必要（第42条の2第5項）

○当該財産の譲渡収入の納付にあたり、生じた簿価超過額の全部又は一部の金額を納付しない場合に都がその認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見聴取が必要（第42条の2第6項）

2 分科会が議決を行う事務の内容(抜粋)

○法人ごとの個別性が高く、経営上迅速な対応が求められるもの

・中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見（第26条第3項）

・各事業年度における業務の実績についての評価（第28条） など

3 決定方法

法人ごとの個別性が高く、経営上迅速な対応が求められることから、東京都地方独立行政法人評価委員会条例の規定に基づき、分科会が議決を行う事務とする。

●東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱別表を改正（H26.3.31付）

② その他

1 改正内容

○特定地方独立行政法人（公務員型）を一般地方独立行政法人（非公務員型）へ移行させるため定款変更を行う場合には、あらかじめ評価委員会の意見聴取が必要（第8条第4項）

○地方独立行政法人の吸収合併を行う際には、あらかじめ評価委員会の意見聴取が必要（第108条第2項）

○地方独立行政法人の新設合併を行う際には、あらかじめ評価委員会の意見聴取が必要（第112条第2項）

2 委員会が議決を行う事務の内容(抜粋)

○法人の中期目標及び組織・業務の見直しに関するもの

・設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見（第25条第3項）

・中期目標期間における業務の実績についての評価（第30条） など

3 決定方法

法人の組織・業務の見直しに関するものであることから、評価委員会が議決を行う事務とする。